

東久留米市都市計画マスタープラン 中間見直し市民検討委員会（第14回）
議事録（要旨）

H23. 11. 21

1 開催日時

日時：平成23年8月24日（水） 午後2：00～5：30

場所：庁議室（東久留米市役所4階）

2 出席状況

■出席委員：12名（2名欠席）（敬称略）

委員長	小泉秀樹	東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 准教授
副委員長	桑原芳夫	前東久留米市都市計画審議会 会長
委員	渡部行房	独立行政法人都市再生機構東日本支社 団地再生業務部 団地再生計画第1チーム チームリーダー
委員	梅本富士子	東久留米市自治会連合会 会長
委員	大野 明	東久留米市農業委員会 農業委員
委員	百々義信	社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会 事務局長
委員	豊福正己	東久留米市市民環境会議
委員	本間弘之	防災まちづくりの会・東久留米 世話人
委員	大森興治	公募市民
委員	久保田幸子	公募市民
委員	田中直子	公募市民
委員	渡辺めぐみ	公募市民

■市：都市建設部長、都市計画課（事務局）4名

■コンサルタント：3名

*大野委員が木村委員の後任として出席（会の冒頭で委員委嘱あり）

1 中間見直し骨子（案）へのパブリックコメント結果及び全体構想の見直しについて

事務局：資料 1 および 2 を説明

委員長：

気になるところをご指摘ください。

委員：

8 ページ、(1) に「みどりと共生する都市・景観」とあるが、どういうことか。

事務局：

パブリックコメントでの指摘を受け、修正した。

委員：

「共生」という言葉が気になる。共生とは、お互いが助け合って生存しているという意味なので、意味合い的に少々苦しい部分がある。

委員長：

修正前の表現はどうだったか。

事務局：

みどりのある都市景観をつくり、育てていくという表現だった。都市計画マスタープランとしては、従前の表現のほうが合っていると感じる。

委員長：

パブリックコメントを積極的に取り入れるという方針で骨子の修正を行ったため、不適切な文章があればご指摘いただきたい。今後修正していく。14 ページの広域的な将来都市構造図に対するパブリックコメントは不採用としているようだが、連携軸としては新小金井街道等も考えられるのではないかと。

事務局：

将来都市構造図の中で、新小金井街道の位置づけは広域交通軸という位置づけになっていて、東久留米市と近隣市を結ぶ交通軸を考えている。東西方向は鉄道が都市軸をなし、南北方向は道路が連携軸を構成している。連携軸は交通軸（西武池袋線・新宿線）間の連絡を強化しようとするものだ。いただいた意見は解釈が違いため、この部分は修正しない方向性で考えている。

委員長：

P15 の活力拠点に対するパブリックコメントは、地域別まちづくり方針で受ける事としたい。16 ページ(4) の表記についてはどうか。

事務局：

都市の軸の中に緑道を、といった意見があったが、水とみどりのネットワークの記載の中で緑道に関する記述があるため、そちらで対応させていただくことにした。

委員：

市には遊歩道はあるが緑道の位置づけはない。

事務局：

立野緑道はある。団地内の歩行者系道路を緑道と呼ぶところもある。

委員：

28 ページの(3) に記述があるし、良いのではないかと。

委員長：

18ページの「自然環境の保全・再生・創出」という表現はどうか。新しく作っていくことも大切だということか。

委員：

保全だけでなく、積極的に再生、創出していくことが望ましいので、これで良いと思う。

委員長：

再生、創出ということになると、手立てとして宅地を買って緑化するということなのか。神田川でやっているように河床に段を作り、昔の親水型の河川に戻すということなのか。砂利を入れて、水生の昆虫や魚が生きられる環境を作るなど、具体の施策がないと表現をしても説得力がない。

委員：

「自然環境の創出」と表現すると、緑を守るために農地を買い取り保全する、自然公園のように使うということになる。

委員長：

現在の東久留米市の財政状況を考えると農地の買い取りも難しい状況なので、方向性としては難しいが、将来的にはありうる話なのかも知れない。

事務局：

自然環境の捉え方の定義が難しい。再生、創出という解釈が、原風景に戻すこととなると難しい。黒目川の親水化や護岸整備の上での遊歩道整備などだ。自然を確保しながら整備をしていくということになる。

委員：

行政の積極的な姿勢を見せるというコンセプトでできないか。細かいことだが、校庭の芝生化もみどりの創出だ。雑木林を残して冒険遊び場にするなども入るのでは…。

委員長：

緑の創出というと解りやすい。ビオトープも人工的であるけれども緑の創出になるが、自然環境の保全ではない。

委員：

具体の計画が立てられなくても、文言は残したほうが良い。

委員：

東久留米市の緑と言った場合、農地は残さなければならない。文言は積極的なものを残していくべき。東久留米の自然は川だけではない。

委員長：

「自然環境の保全・再生・創出」とは、の注釈を付けよう。この表現だと既存宅地をみどりにするようにとられかねないが、そうではない。歩道をつくるのであっても生物が生き延びやすい植栽を行うなどのことだ。積極的な文言表現を残すことには委員として異議はないと思うが、自然環境の再生、創出といった場合の解釈やイメージが課題である。

委員：

自然「的」としてはどうか。それならビオトープのような人工物も対象になる。

委員：

素直に自然環境や農地の保全・活用、みどりの創出といった記載ではどうだろうか。そもそも作ら

れたものは自然環境ではないと思う。

委員長：

表現は事務局預かりとしよう。「みどり」は樹木だけでなく、水や土も含むと定義しよう。

委員：

事務局では具体的方策はあるのか。

事務局：

雨水浸透枡の整備などは再生にあたる方策と考えている。

委員長：

21ページに「残存する湧水を残すため」という表現があるが、残すためだけなのか。枯渇した湧水を再生することにもなるのではないか。

委員：

西口の整備期間中、地下水を大量に抜いていたので枯れた湧水がある。

委員：

枯渇した湧水を再生させる手法はあるのか。

委員：

枯渇という言葉は必要ないかもしれないが雨水浸透枡を増やしていく方法がある。

委員：

雨水浸透枡以外の積極的な方策を講じる必要がある。

事務局：

枯渇した湧水を再生するための具体的な事業手法となると難しい。環境基本計画や緑の基本計画にもこの種の記述はない。市の湧水等の保護と回復に関する条例でも、回復について特別に書いている事はない。

委員長：

湧水を残し再生させるため、くらいの表現で良いのではないか。

委員：

雨水浸透の面積の減少を押さえてという表現があるが、減少を押さえるだけだと恐らく再生には繋がらないのではないかと感じる。

委員：

残したいのは湧水の数なのか、水量なのか。現状を示す指標がないから評価できない。

委員：

評価認識をどう捉えるか、あるべき姿をどう捉えるかによって話は変わる。課題が整理され施策が導かれるが、市としてはあるべき姿をどのように考えているのか。

事務局：

現状の湧水の保護をする、現在の湧水の水量を確保する、減少しないよう雨水浸透枡を増やすなどの趣旨であれば、現行都市マスも、同じ趣旨で書かれている。環境基本計画でも、湧水の再生という言葉は入っておらず、保護、保全といった言葉で表現されている。

委員長：

湧水を残すということを基本とする。

委員：

17ページで緑を守るゾーンが設定されているが、設定の考え方が4つあり、水循環を確保する視点が重要だ。書き方としてはこれでよい。

委員長：

原文でよい。

委員：

水循環をおさえる「など」としてはどうか。

委員長：

湧水がある近辺の浸透性があるまとまった農地や緑は、水循環の観点より残す必要がある。

委員：

市として各家庭の浸透枘の整備をやっていると思うが、浸透枘の整備は樹林地や農地を残していくためにボトムアップになるのではないか。

委員長：

緑を守る地区の視点として、重要な湧水を守るため、その周辺の雨水浸透面積を減らさないという観点だ。22ページの(2)とも関係している。

事務局：

湧水やきれいな水を守るというテーマは27ページにも記述している。

委員長：

都市計画道路整備と環境との兼ね合いはこんな感じだろう。各委員には資料が事前に配付されているし、パブリックコメントに対する対応についての意見を中心に会を進めたい。指摘や文言の修正はあとで事務局に連絡していただく形で良い。

委員：

15ページの(3)で生活拠点を3箇所に集約しているが、生活拠点はこの他にもあると思う。滝山、ひばり、大門には大団地がある。団地ではない地域こそが、生活関連施設を求めている。それらの地区の生活拠点を充実させていかなければならないと思う。また、8ページの土地利用のコントロールは言葉があいまいだ。

委員長：

土地利用のコントロールとは規制・誘導のことだが、都市計画の分野ではコントロールという言葉をよく使っている。不適切なら規制誘導に変えても良いが、前回の議論で同じように規制・誘導からコントロールに変えた覚えがある。生活拠点に関しては、集約的につくり、そこに行きやすい環境を作ったほうが良いのではないかという考え方もあるかも知れない。

委員：

以前から、下里や野火止、小山あたりの北西部では生活拠点が手薄で不便だという意見が出されていた。加えてほしい。

副委員長：

地域懇談会では、幸町、小山、下里地域で生活拠点が欲しいという意見が出されていた。

委員長：

生活の不便さを解消する手段は都市マスで考える必要があるかも知れないが、生活拠点として位置付けるかは別の話だ。必要となれば、地域別構想の中に入れていく。

事務局：

位置づけさせていただいたのは公共施設がある場所である。地域別の方ではスーパー、商店街なども身近な生活拠点と位置付けていく必要があるのかも知れない。

委員長：

生活拠点は商店、公共施設、両方あるところを指定して集約している。階層を下げる必要がある。

委員：

3つの拠点は公共施設が中心で、地域センター周辺を位置づけるものではないか。さらにということであれば、「サブ」で身近な生活拠点を考えればよい。

委員長：

生活拠点の定義をもう少し明確にしよう。

事務局：

骨子17ページ地図の下の注意書きに生活拠点に関する記述を加えている。

委員長：

地域別まちづくりの方針では、生活しやすい環境の確保を考慮して地域別構想をつくる。生活拠点を公共施設、交通拠点、公益施設、商業施設の集積地であることをなど、基準を明確にすること。28ページの(3)は、従前の自然イメージという表現は、より具体的で適切に記載したほうが良いのではないかと感じる。緑比率のことも気になる。「開発以前に存在した豊かな緑地のイメージを残す」などの表現を入れてはどうか。33ページ(2)水害、土砂に関連する記述の部分で、ここに浸透性の道路の整備や、保水性舗装や雨水浸透枳の話を入れてはどうか。

副委員長：

27ページの記載を変更したということか。湧水を守る部分の趣旨に雨水流出の抑制が記載されたが、ここに改めて書いても良い気がする。

委員長：

36ページ、六仙公園に関しては具体的な意見なので、都市マスにどの程度盛り込めるか。方向性についてはある程度記載している。白山公園については、いつまで放置するのだろうかという話があるのだが。

副委員長：

今の現況で、この調整池は必要か。必要性がなくなったのではないかと感じる。

委員：

14ページの※の部分にも記載されているが、現段階では必要だ。

事務局：

下流側の河川の問題があり流すことができる水量が絞られているため、今はまだ調整池機能が必要で、役割も果たしている。

委員長：

現段階では調整池の機能が必要で、ほかの用途に変更するのは現状では難しいということだろう。38ページについて、様々な指摘がある。主語がないのは市がやり、市民がやる場合は特筆するということか。

委員：

都市計画審議会からの意見だと思うが、絵に書いた餅にならぬよう、アクションプランのように明

確化してはどうか。

事務局：

この見解では、それぞれの役割があると考え、主語が特に必要な場合以外は、主語を記載しておらず、主語がないものは、皆がそれぞれの立場で取り組んでいくという趣旨である。

副委員長：

都市計画審議会勉強会の意見とは何か。

事務局：

都市計画審議会の規則で、議案となっていないものは審議できないこととなっている。よって、今回は事前に情報を提供し、意見をいただくために勉強会という形をとった。

委員長：

行政がやるべきことと市民がやるべきことを分けて記載するべきでは、との意見への回答は。

事務局：

ここに記載されていることは、基本的には市の取り組みである。

委員長：

あえて、市民に担ってもらいたいと書かれてあれば…。

副委員長：

市民には、これからはもっと主体的にまちづくりに係わってほしいということだ。

委員長：

実効性のあるアクションプランとはどこに記述されているのか。

事務局：

資料2の17ページだ。(資料40ページの(3))

副委員長：

資料2の16ページに記載されている、都市計画マスタープランの進捗状況を市民が検証できる機会とは新たなシステムを構築するということか。

事務局：

そのような趣旨の指摘と理解している。

委員長：

何らかの指標、評価、点検は必要と考えるが、マスタープランなので事務事業評価的な手法では馴染まないかと思う。

委員：

前にも述べたが、アウトプットとアウトカムの関係が不明だ。たとえば、資料1の40ページ(4)で見直しのことが書かれているが、何かが起こって何があったから見直す。指標で言えば、1万台の交通量が2万台になったから道路を広げるといったものが必要だ。8ページ、9ページに指標を入れるべきだ。9ページ(6)は市の弱点がどこにあるか分かった上で捉える話だ。40ページ(4)は事務事業評価制度を活用することは無理だと思う。施策的な部分もあるので、目標に対してできること、できないことの設定が難しい。

委員長：

骨子(案)のため、まだ肉付けされていないので指標は入れていないが、最終的には可能な限り入れ込みたい。

事務局：

緑の基本計画や地域防災計画を網羅して、都市マスはまちづくりの向かうべき方針の位置づけをしている。その全項目を都市マスの中で評価できるかどうか、具体的には今は回答できない。

委員長：

「反映され、どう実行されるか検証します」くらいの書き込みではないか。緑地面積の減少などについても、環境基本計画と連携しながら可能な範囲で対策を明確化すればよい。全てをアウトカム、アウトプットにするのは不可能だが、少なくともアウトプットレベルで指標化できるものがあるのではないか。条例ができるとか具体的な施策が導入されることもあろうかと思うが、その結果論として湧水がどうなったかを本当にここで指標化するのか。やれる範囲で明確化したいと思う。

委員：

個別計画をここに記述する必要はあるのか。何故マスタープランを見直すか、と施策を見直すことは若干性質が違うので、明かにする必要がある。

委員長：

時系的な見直しを入れるかどうかも問題だ。何年に一度など。

事務局：

見直しについて、市の総合計画は10年スパンだ。社会情勢が大きく変化した場合には都市マス自体の見直しが必要であろう。

委員長：

段階的に見直しことを入れるかどうかの選択はある。事務局から他に審議することはあるか

事務局：

9ページと35ページのところで、庁内からの意見として、「東日本大震災だけではなく、これまでの大規模震災を踏まえて」といった形にしたかどうかという指摘があった。

24ページ、緑地保全地域を横切る形の道路に関して、整備のあり方について検討したいということで作成したが、庁内検討委員の中からの意見で、南沢湧水や竹林公園と、緑地保全地域の取り扱いについて、重さが違うので位置づけが異なるのではないかという意見が出たので、小山緑地保全地域の整備に関しては表現を変えさせていただきたい。

委員長：

これまでの議論では、小山緑地保全地域について、自然との調和を図りつつ配慮するということだったが、表現上それで良いか。

委員：

これまでは小山緑地保全地域を加えるという議論だった。

委員長：

前進だと思う。どちらも同じように大切だという議論だった。

委員：

結果的には同じように配慮するという意味合いに見えるが、何が違うのか。

事務局：

具体的には、湧水地を守る整備手法を考えた上で整備すると書き込んでいる。小山緑地保全地域自体は豊かな緑を保全することが基本で、整備の在り方自体が違うのだと思う。

委員：

守るべき自然は湧水だけでなく、崖線の緑などもある。そのあたりを理解した上で整備していくような書き方にしてもらいたい。

委員長：

小山は、基本的に緑地を残すことを前提に考えた時、「どのような道路整備の方法があるか検討を行う。」程度の表現でよいのではないか。代替路線に振りかえると交通が捌けるかの検討が必要になる。植生の重要性、緑地保全の重要性を見ながら整備について引き続き検討していく程度の表現でよいのではないか。

委員：

柳窪地区を通る予定の道路に並行する市場通りの道路があるが、わざわざ都市計画道路東3・4・5を直線で通す必要はあるのか。新青梅街道があるし既存の道路もある。

事務局：

都市計画道路東3・4・5に関しては、東久留米から東村山市方面に抜ける道路を整備することで地域の交通環境や利便性が向上するというところで計画している。

委員長：

都市計画道路東3・4・21については、市としては整備したいという位置づけがある路線か。

事務局：

現段階ではその位置づけはない。ただ、小山・氷川台地区の道路環境改善や、西武池袋線に分断された東西の連絡のためには、都市計画道路の整備と歩行者環境の整備が必要なので、将来的には、整備していく必要があると考える。

委員長：

必要と判断された場合は整備していくという手段を、きちんと書いたほうが良い。交通量、代替路線、緑の保全の視点から検討し、可能であれば、都市計画道路の整備だけでなく、既存道路の拡幅もありうる。

委員：

竹林、南沢、小山の緑は大切だと思う。都市計画道路東3・4・18の竹林から先、都市計画道路東3・4・13の先の農地の中を通る道路も配慮し、整備をすすめる路線として位置付けることはできないか。

事務局：

多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業計画）に優先整備路線として位置付けられている。都市計画道路東3・4・13と同3・4・18をつないで市内路線を整備することが課題となっている。

委員長：

緑に囲まれた路線に関して、市としては慎重にやりたいということだ。緑地帯を整備するなど路線を指して説明するのが良い。

事務局：

路線を指して記述のほうがいいのだろうか。地域別構想の中で記述する予定である。

委員：

35ページの（5）と9ページ（6）について、「東京都との連携」を「関係機関との連携」に変

えるとの説明があったが、関係機関には民間は含むのか。また、教訓を踏まえと書いてあるが、避難所や避難場所に関する教訓なのか、東久留米市にとって教訓とは何なのか理解して記載しているかどうか。

事務局：

関係機関には防災訓練に参加する協力団体も含んでいる。また、東日本大震災の教訓を踏まえて見直し、再点検を行っているので、この部分に関してはこの記述のままいきたい。いままでの大規模震災での教訓を踏まえた計画を作っているため、東日本大震災によって防災関連計画全部を見直すということではないので、その部分は理解してもらえないか。

委員：

阪神淡路大震災では、消火栓、防火水利の課題が多かった。東久留米市に山はないが、高低差に関する課題は（２）に含まれているのか。新たに東日本大震災で露見したことなのかがわかりづらいのだが。

委員長：

高層ビルの上層階での長い揺れや液状化などは新たな問題といえる。これからは、教訓を踏まえてというより「東日本大震災の発生を契機に、もう一度、地域防災計画全体の見直しを…」などの表現はどうか。避難所不足はありうる。東久留米市は密集市街地がないので、建物が倒れたり大規模な火災が発生することは少ないかもしれないが、どのように避難所を想定するかを考える時が来ているのだと思う。

事務局：

今回の大震災を教訓に、帰宅困難者対策など、新たな課題も提起されているため、避難所対策について盛り込んでおきたい。

休 憩

作業部会の設置について

委員長：

要綱を改正し、作業部会を設けることができるようになった。プランをまとめ上げるにあたり、相当な頻度でご検討いただくことが必要だ。次回の地域別懇談会を予定している10月下旬～11月の期間内は全体の委員会を開催しにくい状況でもある。有志の方にご協力いただききたいので作業部会を設置したいと考えている。

事務局：

人数は5名程度と考えている。月2回程度の開催を想定している。

委員：

作業部会では、どう作業をし、どうとりまとめるのか。また、責任の所在と担保はどのように考えているのか。

委員長：

市民検討委員会に上げるプランの草案の作成を行う。作業的な部分は事務局が行う。骨子からの肉付けに市民委員に加わってもらい、草案を作り上げていただくということだ。本来なら、その頻度で市民検討委員会を開催できると一番良いのだが、それだけの頻度は実務的に不可能なので、有志の方をお願いしたい。

委員：

検討委員会に出すものを踏まえ、評価、整理するということか。それとも5人でオーソライズするのか。リーダーとして委員長が入るべきである。

委員長：

責任の所在は委員長にある。市民検討委員会に出す草案は委員長が了解したものとしたい。しかし、意思決定は市民検討委員会が行う。メンバーに是非という方はいるか。

いないようなので、〇〇委員、まちづくりの話が重要であるのでお願いできないか。防災の視点が必要なので是非〇〇委員に参加をお願いしたい。〇〇委員も、環境の関係が重要なので、是非お願いしたい。〇〇委員にも、草案作りには是非参加していただきたい。可能な範囲でお願いできないだろうか。

【了 承】

委員長：

ほかの方も大歓迎なので、希望者は会の終了後でも事務局に申し出て欲しい。

委員長所用のため退席、副委員長が進行役

2 地域別懇談会の実施報告について

事務局：資料3（地域別懇談会実施報告）を説明

副委員長：

説明があったが意見はあるか。

委員：

2ページ、居住地域の参加の部分、ほかと記載されているのはどのようなことか。

事務局：

住所を記載されなかった人と市外（清瀬）の人だ。

事務局：資料4（地域区分）を説明

副委員長：

新区分でよろしいか。

【了 承】

3 地域別構想の見直しについて

事務局：参考資料1（地域別まちづくり方針骨子の例示）を説明

副委員長：

今後の市民検討委員会の進め方はどのようになるか。

事務局：

地域別懇談会の開催を10月末か11月初頭に考えている。その前に地域別まちづくり方針の中身

を固めたい。10月中旬の市民検討委員会ではその検討をお願いしたい。作業としては9月中旬には全地域の方針（案）をつくりたい。

副委員長：

市民検討委員は、事前にメールやFAXなどで意見だしの形を今後とっていくということだ。

委員：

10月の次回委員会に8地区の案が出てきたとして、1回の開催で8地区を審議するのは厳しい。1回の会議の時間が長くなるのは委員の負担が大きい。開催日が近くなっても2日にわけなりの工夫が必要かと思われる。

事務局：

例示としてお示ししている資料の4までは確認作業、5の重点的に取り組む課題と取り組み方策を中心に審議願いたい。

委員：

資料5について、高齢化の人口構成に関する資料についてみると解釈の仕方で印象が変わる。団地は昔からいる人が多いので高齢化していること、南町・下里など駅から遠く土地代が安い場所には若年者が多いという都市構成を見たらうで現状把握しなければならない。それ以上に、単身者なのか、どのような家族構成で住んでいるのか、どのような行動をしているのかを国勢調査、パーソントリップを見て都市整備を考える必要がある。南中のエリアはそのようなことを踏まえて現状把握しないといけない。

事務局：

地域別の分析というより町丁別の分析になるのだと思う。

副委員長：

どういう資料が必要なのか。

委員：

国勢調査やパーソントリップ調査だ。人の移動がわかるもの、建物の築年数がわかるような資料など。国勢調査では家族構成もわかる。

副委員長：

資料の不足はあると思うが、重点的に取り組む課題のためのデータ整理とところえ、必要な資料は指摘してほしい。

事務局：

既存のデータで地区の傾向がわかるものがある可能性がある。

委員：

生活圏としてどの駅を利用しているかは示してほしい。

委員：

駅を使わず車で動いているのか、なども知りたいところだ。

事務局：

第10回市民検討委員会の資料で、交通手段を含めた各町丁毎に基礎データとして既に示している。バスの必要性は地域によって異なっている。

副委員長：

今後のスケジュールについてはどうか。

【 了承 】

副委員長：

事務局は資料を逐次事前配布してください。

4 その他

委員：

シンポジウム開催の話はどうなっているのか。

副委員長：

この話は、市民検討委員の中から出てきた話で、もっと前にやるべきだということだったが、今の状況で市民委員の皆様がどのように思われているか。

委員：

会場の確保や費用の問題がある。都市マスの位置づけや性格をアナウンスするなら最後が良い。

副委員長：

地域別懇談会の前に開催する話は市民委員の中です了承を得られなかったが、この話は了承済みの話だったとの事。次回の市民検討委員会は10月中旬なので、ご意見をいただければと思う。

委員：

市民に興味を持ってもらうことが重要なので、パブリックコメント前に開催するのが良かったが機を失した。開催するなら、目的を明らかにして議論した上で、地域懇談会の前あたりが妥当な時期だろう。ただタイトなスケジュールになったため、そこに入れられるかが問題だ。

副委員長：

当初、どういう形で開催するという話だったか。市民検討委員から出てきた話だとのことだが・・・。

委員：

住民の皆で「武蔵野の原風景とは」などをテーマにして、みんなで地域を活性化していこうという思いが一つになれば都市マスに参加しようと思うのだが、今まで地域懇談会に参加し、意見を聞いてはもらったが、あの意見はどうなるの、という感想がある中で、市民参加に結びつけることが難しい。

事務局：

フォーラムに対して、この会でどのように盛り上がっていたのか経過がわからないが、委員会でフォーラムを企画して開催するという話は聞いていた。ただ前々回の市民委員会で開催が難しいとの話だった。

副委員長：

今の段階で開催するかしないか決まっていないということは、10月開催はタイミング的に難しいのではないか。

委員：

開催の目的は何か。開催時に出た意見を反映するなら、このタイミングで開催しても意見を取り込めないだろう。もし開催するなら、出来上がった都市マスを広めていくための手段としての開催だろう。

事務局：

最終的に出来上がった時のパブリックコメントも予定している。フォーラムの開催については、実施する内容にもよる。

副委員長：

今日は結論を出せないだろう。10月の委員会で改めて意見をいただく。

事務局：

最終の取りまとめは市の計画書としての取り扱いとなる。形式等に関しては委員長と相談しているので、次回の委員会にてお示しできるかと思う。

【次回開催の日程調整】

次回は 10月18日（火）14：00～ とする。